

お知らせ

次のとおり一般競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

令和7年3月10日

地方独立行政法人市立秋田総合病院  
理事長 伊藤 誠 司

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、下記のとおりである。

契約番号	病総委第25-19号
案件名	超音波画像診断装置〔ACUSON 2台〕保守委託
履行場所	秋田県秋田市川元松丘町4番30号 地方独立行政法人市立秋田総合病院 放射線科および手術室
履行期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年）

(2) 入札参加要件等

次の要件を満たしていること。

- ① 地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程第6条第1項に規定する資格を有すること又は地方独立行政法人市立秋田総合病院物品等業者登録名簿に登録されていること。
- ② 秋田市内に事業所（本社、本店、支店又は営業所）を有する者であること。
- ③ 地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程第7条の規定に該当しないこと。
- ④ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ⑤ 地方独立行政法人市立秋田総合病院反社会的勢力対応要綱第2条の規定に該当しないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 令和7年3月21日（金）午前11時50分
- (2) 入札の場所 秋田市川元松丘町4番30号  
市立秋田総合病院 5階講堂A
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 令和7年3月27日（木）まで
- (5) 注意事項

ア 地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程および入札心得（物品）を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税を控除した金額を入札書に記載すること（消費税および地方消費税の額は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額とする。）。

オ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

カ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ク 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承のうえ、参加すること。

### 3 その他

- (1) 入札等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 仕様書等に関する質疑は、文書にて提出するものとする。
- (3) 入札等に関する問い合わせ先

市立秋田総合病院事務局総務課施設用度係  
電話 0570-01-4171（内線 2216）